

2015年(平成27年)3月12日

藤沢市農業委員会
会長 齋藤 義治 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

法令(農地法等)により、その権限に属させた事項に係るコンピュータ処理について(答申)

2015年2月23日付けで諮問(第719号)された法令(農地法等)により、その権限に属させた事項に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては「3審議会の判断理由」に述べるところにより適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過について

現在、農業委員会では、農地情報について、コンピュータ処理による農地台帳で管理している(藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第432号)。

農地利用の効率化や高度化等を円滑かつ効果的に進めるため、平成26年4月1日施行の改正農地法第52条の3第1項により「農業委員会は、農地に関する情報の活用の促進を図るため、第52条の規定による農地に関する情報の提供の一環として、農地台帳に記録された事項(公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省で定めるものを除く。)をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする」ことになった。また、同法第52条の3第2項により「農業委員会は、農地に関する情報の活用の促進に資するよう、農地台帳のほか、農地に関する地図を作成し、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする」ことになった。

その期日については、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の第15条で「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強

化促進法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日から平成27年3月31日までの間は、改正法第2条の規定による改正後の農地法（昭和27年法律第229号）第52条の3第1項及び第2項中「公表するものとする」とあるのは「公表することができる」とする。」と規定された。

公表の方法は農地法施行規則第104条第2項第1号で「公表すべき事項を記載した書面を市町村の事務所に据え置き、公衆の閲覧に供すること。」、同規則第104条第2項第2号で「公表すべき事項をインターネットの利用その他の方法により提供すること」とされた。

この農地台帳に記載された事項及び農地に関する地図のインターネットでの公表について、藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条の規定により諮問するものである。

(2) コンピュータ処理の方法

ア 「閲覧用農地台帳」による公表

農地法施行規則第104条第2項第1号の規定については、公表すべき事項を記載した一筆一枚の「閲覧用農地台帳」を、農業委員会事務局にある農地台帳システムのプリンターから紙で打ち出し、地区ごとにまとめてファイルし、事務室の鍵のかかる棚に据え置き、閲覧を希望する者の請求により、ファイルから希望する筆の記載された紙だけを取り出し、閲覧に供する。

イ 「農地台帳記録事項要約書」による公表

農地法施行規則第104条第2項第2号に規定の「その他の方法」については、希望する者の請求により、希望する筆だけを記載した「農地台帳記録事項要約書」を、その都度、農地台帳システムのプリンターから打ち出し発行し、提供する。

ウ 「農地情報公開システム」による公表

農地法施行規則第104条第2項第2号に規定の「インターネット」での公表は、全国農業会議所が管理、運営する農地情報公開システムを使って行う。

この農地情報公開システムは、農林水産省が、全国で一元的にインターネット公表するために措置した事業で、全国農業会議所はこの事業に応募し事業主体になった。

全国農業会議所は、農業委員会等に関する法律第56条から第90条で規定されている法人である。

農業委員会が委託者で全国農業会議所が受託者の委託契約を結び、農地情報公開システムに、農地台帳に記録されている事項の一部を載せることにより、インターネットでの公表を行う。

全国農業会議所は、農地情報公開システムの設計・開発・運用・保守業務を行う業者として、一般競争入札によりソフトバンク・テクノロジー株式会社を代表会社とする農地情報公開システム整備事業推進共同事業体と請負契約を締結している。

農業委員会は、農地台帳に記録された事項のうち公表する事項を抽出し、L G W A N を使って全国農業会議所に送る。以降、農業委員会と全国農業会議所とのデータのやりとりは、L G W A N を使う。

地図については、農地に関する地図を作成するための基礎資料として、資産

税課の保有する地番図データから地番と筆界線のデータを抽出し、暗号化したハードディスクに入れ、農業委員会事務局の担当者と全国農業会議所の担当者の二人で農業委員会事務局に運び、ハードディスクから農地台帳システムに入れ、全国農業会議所に送る。全国農業会議所は、送られた地番と筆界線のデータを参考に、今回公表する筆のおおよその位置をピンで示した地図データを作成するが、その地図データに筆界線は表示しない。

全国農業会議所で、農地台帳のデータと地図データを突合し、不一致データを農業委員会に送り、農業委員会で確認修正等を行い、全国農業会議所に再び送る。全国農業会議所で修正等を行い公表用データを作成し、農業委員会の確認と承認の後にインターネットでの公表となる。

インターネットでは、地図から情報を見たい場所のピンを選ぶと、その場所の情報が表示される。

データの更新は年1回、時期は全国農業会議所と協議のうえ、決める。

エ 資産税課の保有する地番図データを利用することについて

(ア) 改正農地法第51条の2で「都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、その保有する農地に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる」と規定された。

(イ) 藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条第1項第2号の規定に該当する。

(3) コンピュータ処理の必要性について

農業委員会では、これまでも農地の有効利用を進めるための情報として、農地台帳を整備し、農地の出し手と受け手の利用調整などに活用してきた。耕作放棄地の解消が大きな課題としてあがるようになり、高齢化などにより地域農業の担い手が減少する中で、担い手への農地集積を進め、農地利用の効率化や高度化を円滑に進めるためには、農地情報の積極的な活用をさらに進めていく必要があることから、農地法が改正された。

その改正農地法の第52条の2第2項で、農地台帳は磁気ディスクをもって調整するものとされ、同法第52条の3で、農地台帳に記録された事項及び農地に関する地図をインターネットで公表するものとされたことから、コンピュータ処理が必要となった。

(4) コンピュータ処理する個人情報

ア 農地台帳に記録する事項

(ア) 世帯員及び就業

氏名・続柄、世帯主、性別、生年月日、世帯責任者、農業経営主、農業あつぎ、認定農業者、農業従事数、自家農業の従事程度、兼業の形態、就労又は就学先、農業者年金、備考

(イ) 営農の状況

主要農機具及び農業用施設、主な販売収入、主要家畜、申告納税方式、制度資金等利用状況、農家分類

(ウ) 土地総括表

地目，田，畑，樹園地，採草放牧地，共同利用地等，山林・原野，その他雑種地，宅地，備考

(イ) 共同利用地等表（入会地・河川敷地を含む）

土地の種類，利用目的，利用面積，所有者，備考

(オ) 経営意向等

経営意向等調査年月日，農業志向，経営計画，組織等への参加状況

(カ) 権利名義人別の農地等面積

(キ) 経営農地等の筆別表

所在，地目，面積，地域区分，生産緑地法に基づく指定，所有者，共有者，耕作者，借入地の状況，10アールあたり賃借料，特定作業受委託，利用状況報告の対象，農地等の利用状況の報告・勧告等，許可の取消しに関する事項，相続等の届出，農地の利用状況調査，農地の利用意向調査，農地中間管理機構との協議等，裁定，措置命令，農地中間管理権と農用地利用配分計画等，納税猶予の適用状況，仮登記の設定状況，各種交付金・補助金の支援状況，特定処分対象農地等，備考

(ク) 貸付地の筆別表

所在，地目，面積，所有者氏名，借受者の氏名・住所，貸付地の状況，備考

イ 公表する項目

(ア) 「閲覧用農地台帳」，「農地台帳記録事項要約書」及び「農地情報公開システム」により公表する項目

農地の所在・地番・地目及び面積，賃借権等の種類・存続期間，耕作者ごとの整理番号，遊休農地の措置の実施状況，貸付けに関する所有者の意向，農業振興地域の整備に関する法律・都市計画法等の区域区分，機構が借りている農地かどうか

(イ) 「閲覧用農地台帳」により公表する項目

所有者の氏名・名称，賃借人等の氏名・名称，耕作者の氏名・名称

(5) 外部委託の必要性について

インターネットでの公表を各農業委員会が行うには，多額の費用がかかり，事務負担も増加することから，農林水産省は，全国で一元的にインターネット公表するための農地情報公開システムを措置した。この農地情報公開システムの事業主体となった全国農業会議所に，農地情報公開システムを使ったインターネットでの公表を委託することで，費用や事務の負担を軽減することができる。

(6) 安全対策

ア 農業委員会事務局の安全対策

(ア) パソコン起動時にIDとパスワードを設定し，操作者を限定し実施機関職員以外の不正アクセスを防止する。

(イ) システム機器は農業委員会事務局執務室内に設置し，業務系のシステムとして外部とは接続しない。

- (ウ) サーバは鍵付きのパソコンラックに収納し，毎日施錠の確認をする。
- (イ) パソコンはセキュリティーワイヤーで施錠し，鍵は金庫に保管する。
- (オ) 執務室に職員が不在の時は，執務室の扉を施錠する。

イ 受託者の安全対策

(全国農業会議所と請負契約を結んだ農地情報公開システム整備事業推進共同事業体の安全対策)

- (ア) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001)適合性評価制度の認定を受けている。
- (イ) パソコン起動時にIDとパスワードを設定し，操作者を限定し実施機関職員以外の不正アクセスを防止する。
- (ウ) 作業する機器は鍵付きのラックに収納し，許可された者以外は解錠できない。
- (エ) 作業施設への入室はICカードを使い，許可された者以外は入室できない。
- (オ) 全国農業会議所に業務責任者及び担当者についての名簿を提出させる。
- (カ) 資料6「請負契約書」の添付資料「農地情報公開システム整備事業に関するフェーズ1システムの設計・開発・保守・運用業務要件定義書」の9に情報セキュリティ要件の記載があり，別紙4に「情報セキュリティに係る遵守事項」が，別紙5に「データセンターに求める施設・設備要件」があり，詳細が記載されている。

ウ ネットワークの安全対策

農業委員会と全国農業会議所とのデータのやりとりは総合行政ネットワーク(LGWAN)回線を使用し，セキュリティはファイアウォール等により十分に確保され，通信するデータはSSLを利用した暗号化により外部への情報漏洩を防ぐ。

以上に加え，コンピュータ処理により個人情報を取り扱う場合は「藤沢市個人情報の保護に関する条例」，「藤沢市情報セキュリティポリシー<基本方針>」，「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を職員及び受託者は遵守し，個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(7) 実施時期(予定)

- ア 「閲覧用農地台帳」による公表：2015年4月1日
- イ 「農地台帳記録事項要約書」による公表：2015年4月1日
- ウ 「農地情報公開システム」による公表：2015年4月1日
- エ 全国農業会議所との委託契約：2015年3月12日以降

(8) 提出書類

- ア 資料1「関係法令等」
- イ 資料2「農地台帳の管理項目における記録の仕方」
- ウ 資料3「農地台帳の公表事項」
- エ 資料4「農地情報公開システム整備事業における市町村課税部局からの地番図データ等の借り入れについて」
- オ 資料5「農地法に基づく農地台帳等の情報の公表事務に関する委託契約書

(案)」

- カ 資料6「請負契約書」
- キ 資料7「農業委員会 農地台帳システム構成図」
- ク 資料8「農地情報公開システムの概要」
- ケ 資料9「個人情報取扱事務届出書」

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

コンピュータ処理を行うことについて

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

農業委員会では、これまでも農地の有効利用を進めるための情報として、農地台帳を整備し、農地の出し手と受け手の利用調整などに活用してきた。耕作放棄地の解消が大きな課題としてあがるようになり、高齢化などにより地域農業の担

い手が減少するなかで、担い手への農地集積を進め、農地利用の効率化や高度化を円滑に進めるためには、農地情報の積極的な活用をさらに進めていく必要があることから、農地法が改正された。

その改正農地法の第52条の2第2項で、農地台帳は磁気ディスクをもって調整するものとされ、同法第52条の3で、農地台帳に記録された事項及び農地に関する地図をインターネットで公表するものとされたことから、コンピュータ処理が必要となった。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要があると認められる。

(2) 安全対策について

ア 実施機関の安全対策

2 実施機関の説明要旨(6)ア(ア)から(オ)及びウにおいて示す安全対策は、次のとおりである。

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 ア(ア)

(イ) 日常的な安全対策 ア(ウ)、(エ)、(オ)

(ウ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 ア(イ)、ウ

イ 受託業者の安全対策

2 実施機関の説明要旨(6)イ(ア)から(カ)において示す安全対策は、次のとおりである。

(ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 イ(ア)、(エ)、(オ)

(イ) 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置 イ(ア)、(オ)

(ウ) その他受託者の安全対策を高めるための措置 イ(カ)

(エ) ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 イ(イ)、ウ

(オ) 日常的な安全対策イ (ウ)

以上に加え、コンピュータ処理により個人情報を取り扱う場合は「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を職員及び受託者は遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

ただし、個人情報の保護の措置について市農業委員会、システム開発事業者及び全国農業会議所の三者で協議することを条件とする。

以 上